

# 学校健診 PHR 導入マニュアル

2024 年3月

文部科学省

## はじめに

本資料は、生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握し、もって個人の日常生活習慣の改善等に役立てる取組（PHR(Personal Health Record)）の一環として、学校における健康診断結果などの情報を、児童生徒等や保護者にマイナポータルを通じて電子的に送るサービス（学校健診 PHR）の導入方法について解説したものです。社会全体のデジタルサービスの普及や、教職員の負担軽減などに対応するためにも、学校の様々な業務や保護者とのコミュニケーションのデジタル化に取り組む必要があります。このマニュアルを一助として、ぜひ学校健診 PHR への取り組みをご検討ください。

## 本マニュアルの想定読者

- ・学校設置者：自治体（教育委員会）、国立大学法人、学校法人など
- ・学校関係者：校長、副校長、教頭、養護教諭、一般教諭など
- ・その他、統合型校務支援システム開発ベンダーなど

## 目次

第1章 学校健診 PHRとは.....	1
1. 意義・目的.....	1
2. 学校健診 PHR 導入のメリット.....	2
第2章 学校健診 PHR に関連する主なサービス.....	4
1. 学校健診 PHR の全体像.....	4
2. 関連する主なサービスの概要.....	5
3. 学校健診 PHR の利用方法.....	11
第3章 学校健診 PHR の導入スケジュールと主な検討事項.....	14
1. 全体スケジュール.....	14
2. 段階ごとの主な検討事項.....	15
第4章 学校健診 PHR の導入費用.....	22
1. 初期費用.....	22
2. 運用費用.....	24
3. その他経費.....	25
第5章 学校健診 PHR 導入の際の留意点.....	26
第6章 Q&A.....	27
参考資料.....	29

# 第 1 章 学校健診 PHR とは

## 1. 意義・目的

### ①学校における健康診断(学校健診)について

学校における健康診断は、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、子供の健康の保持増進を図るために実施するものです。学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるといふ、大きく 2 つの役割があります。

学校では、毎年 4~6 月の時期に年 1 回健康診断が行われ、その結果は 21 日以内に本人や保護者に通知されます。その際に疾病又は異常の疑いが認められる場合、学校は、医療機関への受診指示など適切な事後措置をとらなければなりません。

### ②学校健診結果を含む自身の保健医療情報閲覧・活用における課題

現状では、学校健診結果を含む自身の健診結果情報等にワンストップでアクセスし、閲覧・活用するのは困難な状況です。また、健診結果情報が電子化されておらず、円滑な確認が困難であることや災害時等における紛失リスクが存在します。

### ③自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み

現在政府では、個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康診断情報を、電子記録として、本人や家族が正確に把握するための仕組み (PHR ((Personal Health Record/パーソナル・ヘルス・レコード)) の構築を、「データヘルス改革に関する工程表」等に基づき進めています。このことにより、国民は、学校健診結果を含む自身の保健医療情報を、マイナポータル等を通じて PC やスマートフォン等で閲覧・活用したり、API<sup>1</sup> 連携等を通じて、個人のニーズに応じた幅広い民間 PHR サービスを活用したりすることが可能になります。

.....  
<sup>1</sup> API (Application Programming Interface/アプリケーションプログラミングインターフェイス) システム同士で自動的にデータをやりとりする仕組み。

## 2. 学校健診 PHR 導入のメリット

### ①統合型校務支援システム等に入力したデータを直接送付可能です

健康ノートなどへ手書きや、統合型校務支援システム等からの印刷は不要です。

### ②児童生徒等は健康情報を生涯にわたって自身で管理ができます

乳幼児健診結果、予防接種履歴、薬の処方・調剤情報、特定健診結果など、様々な健診関連情報を生涯にわたって記録・活用できるようになります。

### ③健康教育への活用が期待されます

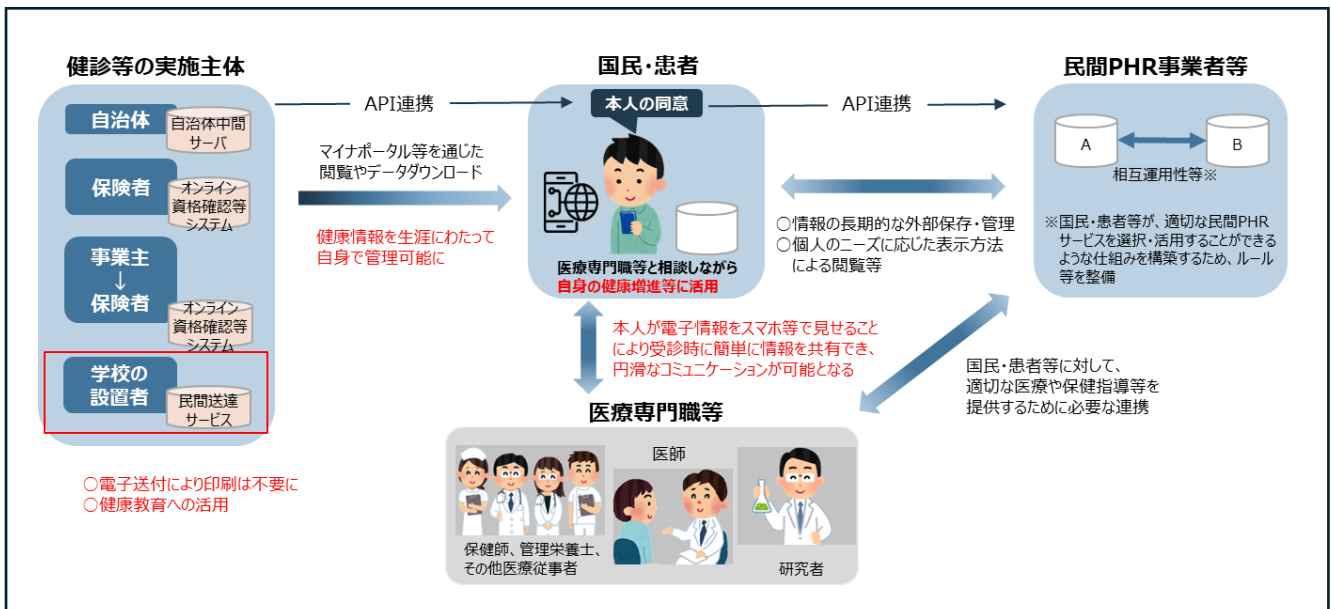
全ての児童生徒等の健康状態を集計・分析し、グラフ等で分かりやすく表現することが容易になり、健康教育に効果的に活用できます。

### ④医療従事者等と相談しながら、自身の健康増進等に活用できます

学校健診結果情報をスマートフォンで管理することで、児童生徒等や保護者は、医療従事者などに簡便に提示するなど、医療機関における円滑なコミュニケーションに役立てることができます。

### ⑤家庭では子供の成長記録を家族と共有できます

日常使っているパソコンやタブレットに転送して管理できるため、失くしにくく、検索しやすくなります。



〈図 1-1〉 学校健診結果を含む自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み

出所:文部科学省作成

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	<b>健診・検診情報</b>						
	乳幼児健診・妊婦健診	● マイナポータルで閲覧可能 (2020年6月～)					
	特定健診		● マイナポータルで閲覧可能 (2021年10月～)				
	事業主健診 (40歳未満)	法制上の対応・システム改修			● マイナポータルで閲覧可能 (2023年度中～)		
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診	データ標準化、システム要件整理	システム改修	●	● マイナポータルで閲覧可能 (2022年度早期～)		
	学校健診 (私立等含む小中高大)	標準的な記録様式の策定	実証実験、システム改修	システム整備でき次第、随時提供開始		●	● マイナポータルで閲覧可能 (2022年度中～) ※2024年度中に全国の学校で対応
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●	2017年6月以降の定期接種歴は	●	●	●	●
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備	ガイドライン整備	●	●	●	●	●
より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討		●	●	●	●	●	

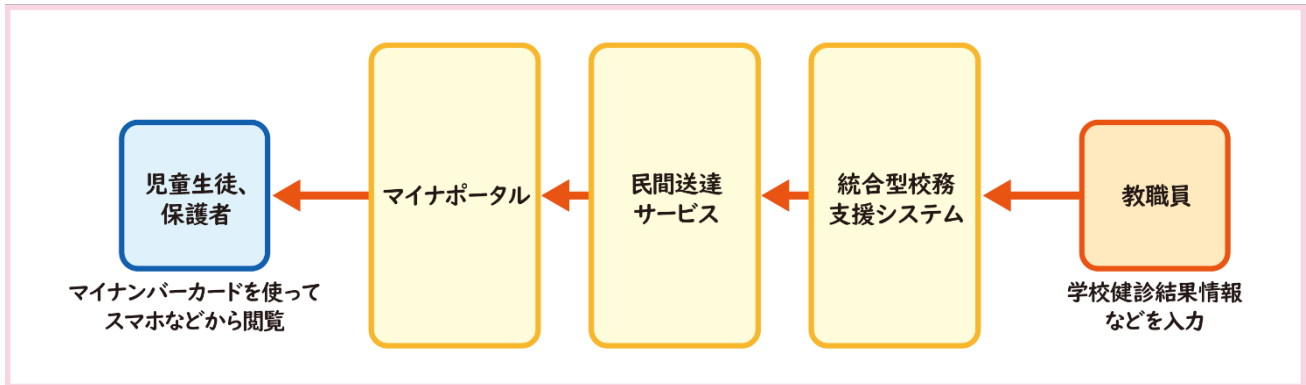
〈図 1-2〉 データヘルス改革に関する工程表 (学校健診 PHR 関係部分を抜粋)

出所:「データヘルス改革に関する工程表について」(令和3年6月4日 厚生労働省)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001314425.pdf>

## 第2章 学校健診 PHR に関連する主なサービス

### 1. 学校健診 PHR の全体像

学校健診 PHR では、統合型校務支援システム<sup>2</sup>に入力した学校健診結果情報<sup>3</sup>を、民間送達サービス<sup>4</sup>を使って児童生徒等や保護者に送り、マイナポータルから閲覧します(下図参照)。



〈図 2-1〉 学校健診 PHR の全体像

出所：三菱総合研究所作成

.....  
<sup>2</sup> 校務全般を支援するシステムです。次項①をご参照ください。

<sup>3</sup> 各検査項目の健康診断結果ではなく、すべての健康診断結果が一覧になっている情報を指します。

<sup>4</sup> インターネット上に自分専用のポストを作り、自分宛のメッセージなどを受け取ることができるサービスです。次項②をご参照ください。

## 2. 関連する主なサービスの概要

### ①統合型校務支援システム

統合型校務支援システムとは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステムです。成績処理等だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムです。

統合型校務支援システムを導入するメリットは、情報システムの利用により校務における業務負担を軽減できることに加え、情報の一元管理及び共有ができる点にあります。統合型校務支援システムは、広く学校運営を支える情報基盤であるといえます。

統合型校務支援システムを導入している一部の自治体では、統合型校務支援システム導入後の業務削減時間を測定し、その結果を公表しています（次図参照）。

※「統合型校務支援システムの導入のための手引き」（2018年8月 文部科学省）より。

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/giji/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/09/1416231\\_025.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2019/05/09/1416231_025.pdf)

健康診断情報についても、統合型校務支援システムを活用して電子的に入力することにより、迅速かつ正確に集計等を行うことができます。このことは、児童生徒等の健康状態への気付きやデータに基づく指導・支援の充実等に有効であるとともに、学校の働き方改革にも資するものです。また、学校健診 PHR を円滑に進めるためにも、システムを導入・活用いただくことは重要な点です。

なお、文部科学省において、統合型校務支援システム等に記録・管理する際のデータ標準の作成を進めてきており、令和5年度に公表をしました。これは、参考様式として示してきた「児童生徒健康診断票」に記入される情報を過不足なく記録できるよう、関係団体と調整の上、作成したものです。

※「文部科学省教育データ標準 5.0（活動情報）」（2024年3月 文部科学省）より。

[https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mext.go.jp%2Fcontent%2F20240708-mxt\\_syoto01-000010374\\_19.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK](https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mext.go.jp%2Fcontent%2F20240708-mxt_syoto01-000010374_19.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)

自治体名	削減効果	効果測定的前提 (効果測定の対象範囲に含まれる業務・機能)								
		名簿・出席簿	日々の成績	学期末の成績	通知表	指導要録	保健管理	グループウェア	その他	
北海道 札幌市	● 教員1人あたり/年：103時間	●	●	●	●	●	●	●	●	※1
茨城県 つくば市	● 教育1人あたり/年：89.2時間 (モデル校1校と未導入校との比較により算出)	●		●	●	●	●			
静岡県 藤枝市/ 島田市/ 焼津市	● 教員1人あたり/学期： ・平成27年度下半期(要録・調査書作成を含む)： 20.53時間 ・平成28年度上半期(要録・調査書作成を含まない)： 2.46時間	● ※2	●	●	● ※3	● ※3			● ※4	
滋賀県 草津市	● 教員1人あたり/学期： ・小学校：41.7時間 ・中学校：38.8時間 <sup>(※)</sup> (※) 中学校では、平成30年度から調査書でもシステムを利用予定のため、これを開始すると+4~10時間の業務改善効果が出ると想定。	●	●	●	●	●	● ※5			※1
大阪府 大阪市	● 教頭1人あたり/年：229.8時間(1日平均57分) ● 教員1人あたり/年：224.1時間(1日平均56分)	● ※6	●	●	●	●	●	●	● ※7	
愛媛県 西条市	● 教員1人あたり/年： ・平成25年度(モデル校平均)：80時間 ・平成26年度(モデル校平均)：96.2時間 ・平成28年度(全校平均)：114.2時間	●	●	●	●	●	●	●		※1

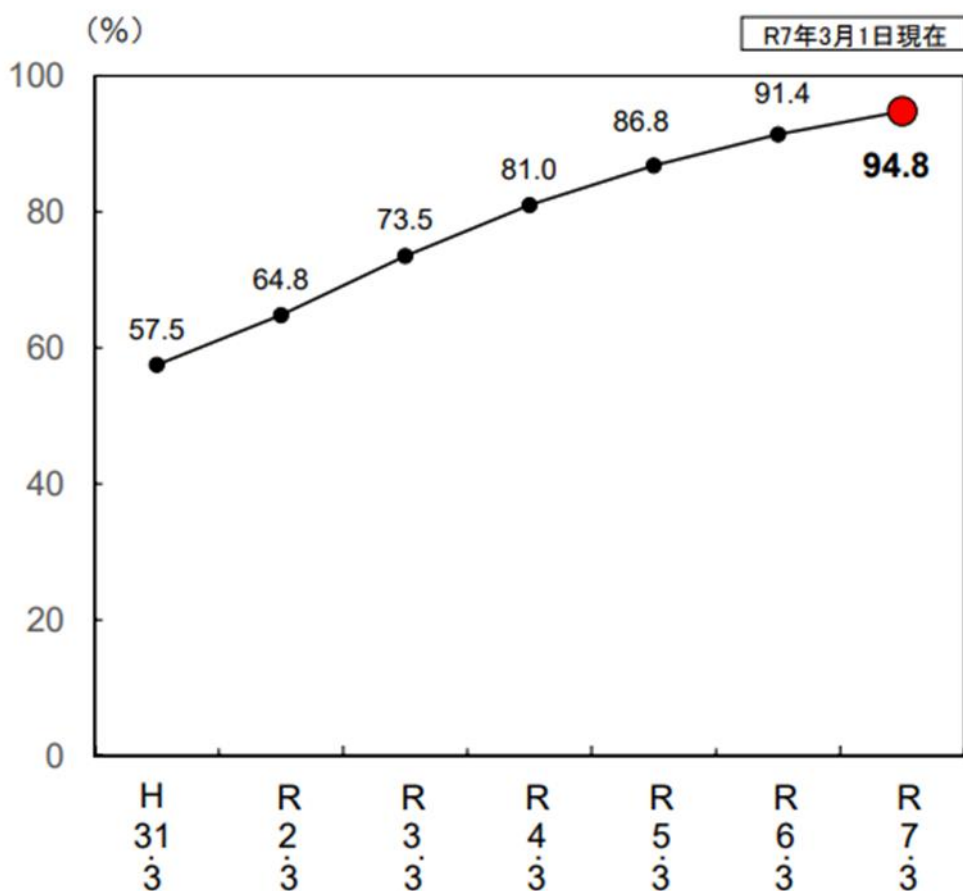
- ※1 草津市、西条市、札幌市の対象業務の分類は、聞き取り調査結果に基づく想定
- ※2 名簿作成は上半期の効果にのみ含まれる
- ※3 下半期の効果にのみ含まれる
- ※4 気づきの入力・情報共有、調査書作成(下半期のみ)
- ※5 保健管理機能の一部のみ利用
- ※6 名簿作成は含まない
- ※7 日誌/週案

### 〈図 2-2〉 統合型校務支援システム導入効果(定量的効果)の例

出所：「統合型校務支援システムの導入のための手引き」(2018年8月 文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/giji/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/09/1416231\\_025.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2019/05/09/1416231_025.pdf)

2025年3月現在、全国の公立学校における統合型校務支援システムの整備率は約94.8%です。



※ 統合型校務支援システム整備率は、統合型校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値である。

※ 「統合型校務支援システム」とは、教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、保健系(健康診断票、保健室来室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう。

### 〈図 2-3〉 統合型校務支援システムの整備率

出所: 「令和6年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)(令和7年3月1日現在)[確定値]」  
(令和7年10月 文部科学省)

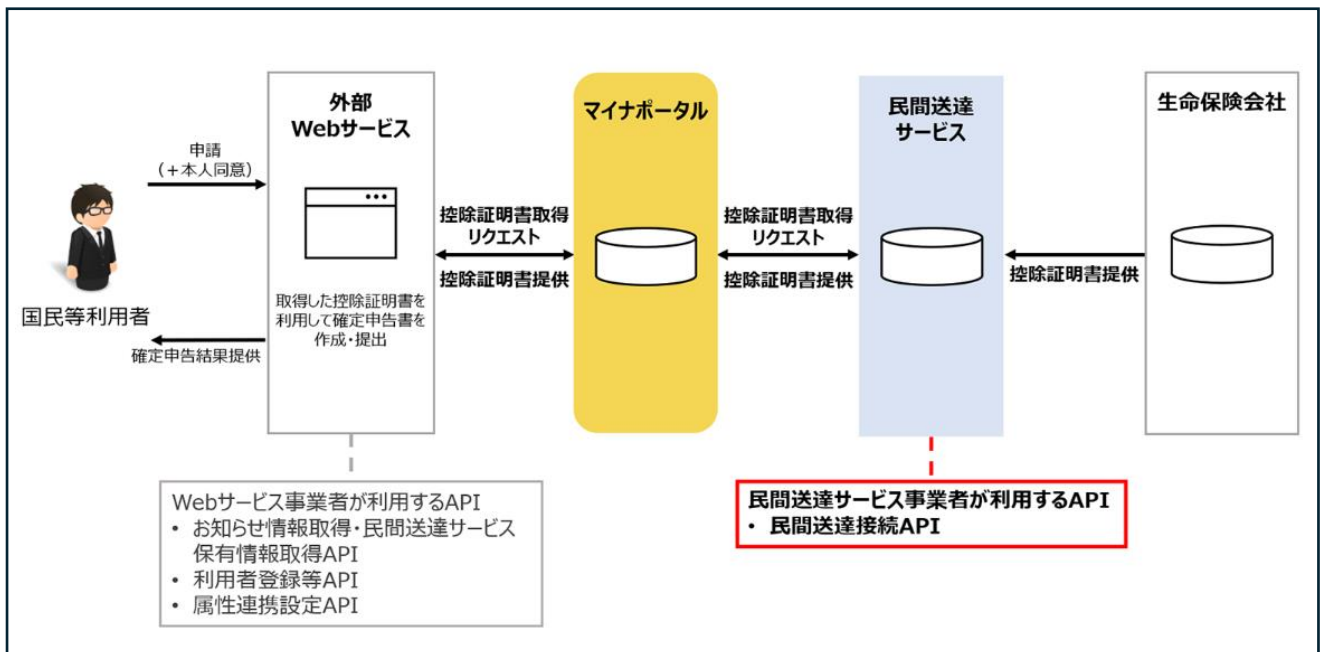
[https://www.mext.go.jp/content/20251031-mxt\\_shuukyo01-000044325\\_01-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20251031-mxt_shuukyo01-000044325_01-1.pdf)

## ②民間送達サービス

民間送達サービスとは、インターネット上に自分専用の電子ポストを作り、自分宛のメッセージやレターを受け取ることができるサービスです。

マイナポータルには、自分の情報の確認や、様々な手続きを行うことができるサービスの他に、「もっとつながる」サービスがあります。「もっとつながる」サービスでは、公的機関のシステム（国税庁のe-Taxや年金機構のねんきんネットなど）と連携したり、民間送達サービスを介して自分の情報を閲覧・活用したりできます。民間送達サービスを利用する例としては、年末調整や確定申告に必要な証明書等（生命保険、住宅ローン、ふるさと納税など）を各主体から受け取り、手続きに活用する場が挙げられます。

学校健診結果情報を電子的に児童生徒等や保護者に届ける場合も、この民間送達サービスを利用します。



〈図 2-4〉 民間送達サービスの利用例

出所:「マイナポータル API 仕様公開サイト/民間送達接続 API」

<https://myna.go.jp/html/api/minkansoutatsusetsuzoku/index.html>

### ③マイナポータル、マイナンバーカード

②に示したように、学校健診結果情報を電子的に、かつ安全に児童生徒等や保護者に届ける方法として、マイナポータルと民間送達サービスを活用します。

マイナポータルは、デジタル庁が提供している国民向けサービスで、様々な行政手続きや、自分の情報の確認、他のシステム等と連携したサービス(もっとつながる)などが利用できます。学校健診結果情報では、この「もっとつながる」を利用します。

マイナポータルを使うためには、マイナンバーカードに格納された公的個人認証サービス(利用者証明用電子証明書)が必要です。この利用者証明用電子証明書を用いて、マイナポータルの利用者登録や、利用時の本人確認などを行います。

#### 主な手続き



〈図 2-5〉マイナポータルの主なサービス

出所:マイナポータル ウェブサイト

<https://services.digital.go.jp/mynportal/help/>

#### ④学校のインターネット接続環境

学校健診結果情報を、児童生徒等や保護者に電子的に届けるためには、統合型校務支援システムに保存された情報を、インターネット等を介して民間送達サービスに送る必要があります。統合型校務支援システムと民間送達サービスとの接続方法は、各学校のネットワーク環境により異なります。

統合型校務支援システムに保存された学校健診結果情報を、安全に民間送達サービスに送るためには、各学校のネットワーク環境を確認した上で、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等に則り、安全な接続環境整備を行う必要があります。

#### ⑤教職員等の利用端末

学校設置者（教育委員会等）の職員や各学校の教員等が、統合型校務支援システムや民間送達サービスなどを操作する際の端末としては、パソコンが想定されます。ただし、OS やブラウザの種類、バージョン等により利用条件が異なる恐れがあるため、利用可能なパソコン等の条件を明らかにしておく必要があります。

#### ⑥児童生徒等や保護者の利用端末

児童生徒等や保護者が学校健診結果情報を電子的に閲覧・利用する際の端末としては、スマートフォン、パソコン、タブレット型端末などが挙げられます。2024年8月末現在の保有状況（世帯）は、スマートフォンが90.5%、パソコンが66.4%、タブレット型端末が37.7%<sup>5</sup>です。利用端末の普及状況等を考えると、学校健診結果情報は、スマートフォンでも閲覧・活用しやすくする必要があると考えられます。

また学校健診結果情報を、マイナポータル等を利用して閲覧・活用するためには、マイナンバーカード<sup>6</sup>の公的個人認証サービス（利用者証明用電子証明書）を読み取ることができるスマートフォンが必要です。

.....  
<sup>5</sup> 令和6年通信利用動向調査（総務省）より。

[https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/250530\\_1.pdf](https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/250530_1.pdf)

<sup>6</sup> 2025年12月末現在の全国の「マイナンバーカード保有枚数率」は80.8%です。（総務省資料）[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/kofujokyo.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html)

### 3. 学校健診 PHR の利用方法

#### ①学校側(教職員または学校設置者)

学校側の主な作業は下表のとおりです。これらの作業は、各学校で教職員が行いますが、学校設置者が導入した全学校分の作業をまとめて行うことも考えられます。どちらか負担が少ないほうを選択します。

〈表 2-1〉 学校健診 PHR の利用方法(学校側)

No.	主な作業	備考
1	児童生徒等及び保護者に、学校健診 PHR の利用案内と利用申込書を配布・回収します。利用案内や利用申込書は、電子的に配布・回収することも可能です。	参考資料に掲載したひな形をご参照ください。なお、定常化した段階では、入学時に左記を実施することも一案です。
2	利用希望のあった児童生徒等及び保護者の名簿を作成し、民間送達サービスに登録します。	-
3	児童生徒等及び保護者が、民間送達サービスに利用者登録したかどうか、確認します。	児童生徒等及び保護者が、民間送達サービスに利用者登録すると、学校側で確認ができません。
4	統合型校務支援システムに入力された学校健診結果情報を、民間送達サービスに送付します。これで児童生徒等及び保護者が閲覧可能になります。	民間送達サービスへの送付は手作業で行いますが、後述する WebAPI 連携や RPA を利用すると、作業を効率化できます。民間送達サービスに送付し、利用者用の電子ポストに到達した時点で、提供したとみなされます。

## ②児童生徒等及び保護者側

児童生徒等及び保護者の利用方法は下表のとおりです。学校健診 PHR を利用するためには、マイナンバーカードと、カードを読み取ることができるスマートフォンが必要です。

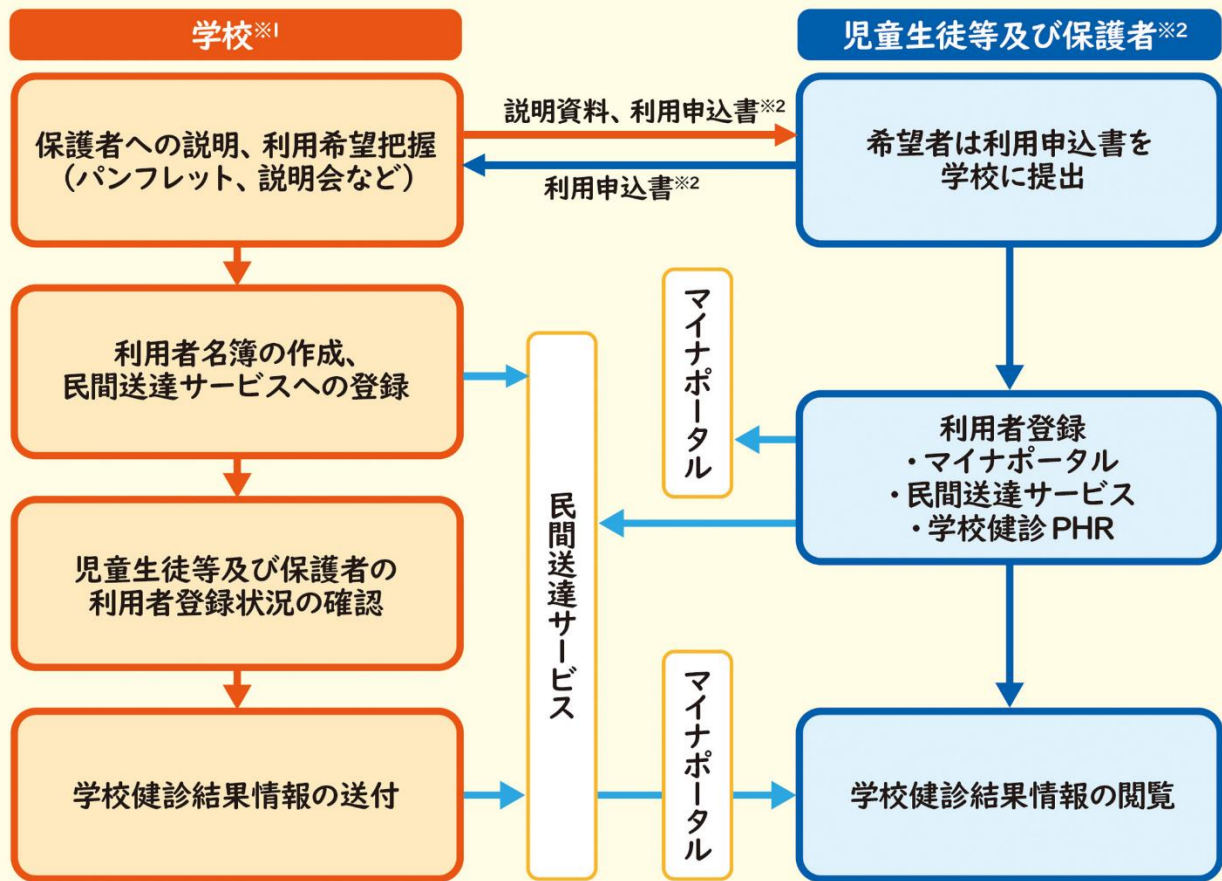
〈表 2-2〉 学校健診 PHR の利用方法（児童生徒等及び保護者側）

No.	主な作業	備考
1	学校健診 PHR の利用を希望する人は、学校から配布された学校健診 PHR 利用申込書に必要事項を記入して提出します。利用申込書は、電子的に配布・回収することも可能です。	参考資料に掲載したひな形をご参照ください。
2	民間送達サービス等に利用者登録します。	マイナンバーカードが必要です。
3	民間送達サービスに学校健診結果情報が届いたら、マイナポータル経由で閲覧します。	-

学校健診 PHR を利用するためには、下表の3つの利用者登録が必要です。

〈表 2-3〉 3つの利用者登録

No.	主な作業	備考
1	マイナポータル	学校健診 PHR では、マイナポータルの「もっとつながる」を利用します。マイナポータルを利用する際には、マイナンバーカードが必要です。既にマイナポータルを利用している人は、新たに利用者登録する必要はありません。
2	民間送達サービス	民間送達サービスへの利用者登録が必要です。既にふるさと納税などで利用している人は、新たに利用者登録する必要はありません。
3	学校健診 PHR	学校健診 PHR を利用するためには、学校に利用申込書を提出した上で、民間送達サービスの中の学校健診 PHR の利用者登録を行う必要があります。



※1 学校の操作は、原則すべて統合型校務支援システムで行います。

※2 利用案内や利用申込書は、電子的に配布・回収することも可能です。

〈図 2-6〉 学校及び児童生徒等や保護者が行うこと(まとめ)

出所: 三菱総合研究所作成



## 2. 段階ごとの主な検討事項

以下の内容は、統合型校務支援システム導入済の学校を想定しています。

統合型校務支援システムの導入のための手引き(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1408684.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408684.htm)

### ① 事前検討(予算要求まで)

予算要求までの主な事前検討事項は表 3-1のとおりです。

学校健診 PHR に対応できる民間送達サービスを選定します。

統合型校務支援システムに登録した学校健診結果情報等の、民間送達サービスへの送付(登録)は、以下にご説明する「WebAPI 連携」や「RPA」を導入すると、効率化することができます。

民間送達サービスと統合型校務支援システムの両方が WebAPI<sup>7</sup>連携に対応している(または改修により対応可能な)場合、WebAPI 連携でデータのやり取りを効率化できます。

統合型校務支援システムと民間送達サービスでは、一部のサービスは WebAPI 連携に対応していますが、多くのサービスで改修が必要です。

WebAPI 連携できない場合、RPA<sup>8</sup>という作業を自動化する仕組みを導入することも考えられます。

.....

#### <sup>7</sup> WebAPI(ウェブエーピーアイ)

API(Application Programming Interface)は、システム同士でデータをやりとりする仕組みのことです。これを、Web 技術を使って実現する場合を WebAPI と言います。WebAPI は API の一種です。

#### <sup>8</sup> RPA(Robotic Process Automation/ロボティック・プロセス・オートメーション)

人が行う作業をコンピュータが代行する仕組み。例えば、統合型校務支援システムから学校健診結果情報を出し、民間送達サービスに登録する作業を、コンピュータが自動的に行うことができます。人が行う作業を詳細に書き出し(シナリオ化)、コンピュータに作業指示を出します。

〈表 3-1〉 主な事前検討事項(例)

検討事項	内容
現状調査	・利用している統合型校務支援システムや学校のネットワークについて調査します。
民間送達サービスの比較検討	・学校健診 PHR に対応できる民間送達サービスについて、提供主体、利用可能な対象者、統合型校務支援システムとの連携方法、児童生徒等及び保護者の利用方法、利用規約、契約条件などの調査や、各社から見積書を入手して、どのサービスを選択するか検討します。
統合型校務支援システムと民間送達サービスの連携方法の検討	・学校健診結果情報の民間送達サービスへの送付方法などについて、送付件数が多い場合などは、WebAPI 連携や RPA を使って効率化するかどうか、手作業で行うかを検討します。 ・前の表に示したとおり、民間送達サービスや統合型校務支援システムによって、使うことができる効率化方法が異なります。
民間送達サービスの契約主体の検討	・民間送達サービスは、各学校で契約すると費用が割高になる場合があり、教育委員会など学校設置者がまとめて契約したほうがコストを抑制できます。また、統合型校務支援システムも、学校設置者が導入して、各学校で共同利用している場合があります。これらの点を考慮して、民間送達サービスの契約主体をどうするかを検討します。
運用体制の検討	・民間送達サービスへの学校健診結果情報の送付作業などを、各学校で行うか、学校設置者がまとめて行うかなど、運用体制を検討します。
調達方法の検討	・従来のシステム調達は、入札や企画提案方式などで行うことが多いですが、民間送達サービスの場合は、公開情報や各社から入手した見積書などをもとに 1 社を選定し、随意契約で利用することが考えられます。
民間送達サービスの契約方法の検討	・民間送達サービスはクラウドサービスなので、従来のシステム開発で用いられる請負契約 <sup>9</sup> ではなく、サービス利用契約 <sup>10</sup> になります。選択した民間送達サービスの利用規約などを確認し、契約方法を検討します。
スケジュールの検討	・以上の検討結果をもとに、導入スケジュールを検討します。一般的なスケジュールの例は、前章をご参照ください。

.....

<sup>9</sup> 請負契約(うけおいけいやく)

発注者が提示した仕様書をもとに、受託者が業務の完了までを請け負い、成果物を納入するケースです。システム開発などでも用いられ、成果物(プログラムなど)を納品します。その後、別途運用保守契約などを結んで、システムの運用を行います。

<sup>10</sup> サービス利用契約

クラウドサービスなどを利用する際によく用いられる契約です。一般的には、クラウドサービス事業者が提示しているサービス内容や費用をもとに、契約を締結します。サービスの品質などを保証する「SLA (Service Level Agreement/ サービスレベルアグリーメント: サービス品質契約) を結ぶ場合もあります。

検討事項	内容
概算予算の算出	<p>・主な費用は以下のとおりです。</p> <p>(初期費用:初年度のみ)</p> <p>○統合型校務支援システム改修費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間送達サービスへの学校健診結果情報の送付作業などを手作業で行う場合は不要です。</li> <li>・WebAPI で民間送達サービスに接続する場合は、統合型校務支援システムベンダーに改修内容等を提示し、見積を取得します。</li> </ul> <p>○RPA 導入費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間送達サービスへの学校健診結果情報の送付作業などを手作業で行う場合は不要です。</li> <li>・RPA を導入する場合は、RPA ベンダーに相談して見積書を取得します。</li> </ul> <p>○ネットワーク改修費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間送達サービスを利用するためには、インターネット経由で学校健診結果情報などを民間送達サービスに送る必要があります。現在、統合型校務支援システムが接続しているネットワークを確認し、ネットワーク保守運用事業者仕様を提示して、見積書を取得します。</li> </ul> <p>○民間送達サービス初期費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選択した民間送達サービスの初期費用を、見積書を取得して明らかにします。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件用のパソコンを新たに導入する場合はその費用を見積もっておきます。</li> </ul> <p>(運用費用:導入後毎年)</p> <p>○民間送達サービス利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書を取得して明らかにします。</li> </ul> <p>○RPA 保守運用支援費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RPA を使う場合、RPA 事業者から見積書を取得します。</li> </ul> <p>○情報登録等を行うスタッフの人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに雇用する場合は人件費も計上しておきます。</li> </ul>
予算要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算出した概算予算などをもとに予算要求資料を作成し、予算要求します。</li> </ul>

## ②予算確保～調達

予算要求が通り予算が確保できたら、調達を行います。調達には様々な方法があります。主な調達方法及び、学校健診 PHR に関わる主な調達項目と調達方法の例は以下のとおりです。

〈表 3-2〉 主な調達方式

主な調達方式	概要
最低価格落札方式 (一般競争入札)	・仕様書など入札条件を示して応札者を募集し、最も低い価格を提示した事業者を採択する方式です。
総合評価落札方式 (一般競争入札)	・仕様書など入札条件を示して応札者を募集し、技術提案書の内容(技術点)と価格(価格点)の合計点で落札者を決める方式です。技術点と価格点の比率や採点方法は、入札によって異なります。
企画コンペ方式 (随意契約)	・仕様書や予定価格などを示して提案を募集し、最もよい提案をした事業者を採択(随意契約)する方式です。
サービス比較方式 (随意契約)	・クラウドサービスなど、サービス内容や料金などが公表されている場合、条件を比較検討して最も適切なサービスを選定する方式です。候補サービス事業者から見積書入手する場合があります。 ・サービス利用の場合、既に利用規約や支払い方法などが決まっていて、それを前提に利用契約することが多いです。

注:これらはよく使われる調達方式ですが、これ以外にも様々な調達方式があります。

〈表 3-3〉 学校健診 PHR に関わる主な調達項目と調達方法の例

調達項目	調達方法(例)
民間送達サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定した民間送達サービス事業者と、随意契約を結ぶことが考えられます。サービス内容や費用などを比較して、選定した理由を住民や議会などに説明できる資料を作成しておく必要があります。</li> </ul>
統合型校務支援システム改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間送達サービスと統合型校務支援システムを WebAPI でデータ連携する場合で、使用している統合型校務支援システムが WebAPI に未対応の場合は、統合型校務支援システムベンダーとの間で改修作業の契約を結ぶ必要があります。既存ベンダーとの随意契約になる場合が多いと考えられます。</li> </ul>
ネットワーク改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合型校務支援システムのデータを民間送達サービスに送る際に、インターネット接続などネットワーク改修が必要になる場合、既存のネットワーク保守運用事業者と改修作業に関する契約を結ぶ必要があります。既存の事業者との随意契約になる場合が多いと考えられます。</li> </ul>
RPA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間送達サービスとの間で WebAPI でのデータ連携を行わない場合で、かつ極力作業を自動化して人手で行う作業を最小限にしたい場合、RPA を導入することが考えられます。RPA で行う作業を明確化した上で、複数の RPA 事業者から提案や見積を入手し、最適な 1 社を選定して契約します。調達方法としては、金額のみの競争入札、金額と提案内容で評価する総合評価落札方式、予算額を示したうえで、提案内容で評価するプロポーザル(企画提案)方式などがあります。</li> <li>・RPA に関しては、初期導入支援と導入後の保守運用支援の両方について、調達(契約)することが考えられます。これらの費用には、RPA ツールの利用料も含まれます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、本件用のパソコンの調達や作業を行うスタッフを採用します。児童生徒等や保護者に配布する学校健診 PHR 啓発資料や利用説明書の印刷、説明会の開催などを行う場合は、上記の調達の中に組み込むか、別途、調達する必要があります。</li> </ul>

### ③導入

導入にあたって行うべき主な事項は次表のとおりです。

〈表 3-4〉 導入にあたって行うべき主な事項

学校または学校設置者の実施事項	実施内容
学校健診 PHR で提供する情報のデータ項目、データ形式、提供時期等の検討	・学校健診マニュアルなどを参考に、学校健診 PHR で提供する学校健診結果情報などのデータ項目、データ形式、提供時期などを検討します。
当該年度の実施スケジュールの策定	・当該年度の作業スケジュール案を策定し、学校関係者等と調整の上、関係者間で合意を得ます。
システム環境の整備	・統合型校務支援システムから民間送達サービスに、安全に情報を送るためのネットワーク環境を確認します。 ・改修等が必要な場合は、改修作業を行います。
民間送達サービス事業者との調整	・民間送達サービス事業者と調整し、統合型校務支援システムからのデータ送付方法や、教職員、児童生徒等及び保護者が行う内容を詳細に把握します。必要に応じて、操作マニュアル等を提供してもらいます。
児童生徒等及び保護者への説明	・児童生徒等及び保護者への説明を行います。説明資料を作成して児童生徒等経由で保護者に配布するほか、必要に応じて説明会の開催（PTA 会合の場などを活用）や、保護者からの質問への回答などを行います。
業務フローの整理と教職員への説明	・学校健診 PHR 導入後、養護教諭や教職員などが行う作業に関係者と調整して、業務フローを作成します。 ・学校健診 PHR に直接関与しない教職員に対しても、事業内容や統合型校務支援システムの変更点、業務フローの変更点などを理解していただくための資料を作成します。必要に応じ、教職員等を対象とした説明会を開催します。
運用テスト	・作成した業務フローをもとに、統合型校務支援システムや民間送達サービス等を用いて運用テストを行い、正しく稼働することを確認します。 ・統合型校務支援システムや民間送達サービスに改善の必要が生じた場合は、各社と調整して対応します。 ・業務フローの見直しが必要な場合は修正します。

#### ④運用

導入が済み、準備が整ったら、学校健診の実施時期に合わせて、以下の運用を行います。また、運用開始後、教職員や保護者などから意見を聴き、民間送達サービス事業者や校務支援システムベンダーなどと協力して、必要な改善・改修などを行います。

〈表 3-5〉 運用段階で行うべき主な事項<sup>11</sup>

実施時期	主な実施事項	実施内容
3月	利用希望の確認	・児童生徒等及び保護者に、学校健診 PHR を説明し、利用希望を伺います。利用を希望する方からは、利用申込書で必要情報を入手します。
4月	利用者名簿の登録・更新	・新学期になったら、新入生及び保護者の学校健診 PHR 利用者名簿を作成し、民間送達サービスに登録します。必要に応じて登録状況を確認します。 ※転出・転入等による名簿の変更は、随時行います。
4-6月	学校健診の実施	・学校健診を行い、学校健診結果情報を統合型校務支援システムに入力します。
6月以降	民間送達サービスへの学校健診結果情報の送付	・統合型校務支援システムを操作し、学校健診結果情報を民間送達サービスに送ります。学校健診結果情報は一括で送ります。 ・学校は必要に応じて、学校健診結果情報が閲覧されたかどうかを確認することができます。
7月以降	学校健診 PHR の評価や課題の調査	・必要に応じて、学校関係者（養護教諭、教職員など）に対し、学校健診 PHR の評価や課題を聞き取り調査します。 ・必要に応じて、導入校の保護者に対する学校健診 PHR 評価のアンケート調査を行います。
8月以降	システム改修や業務フローの改善	・学校関係者や保護者等の意見をもとに、必要に応じて、統合型校務支援システム等の改修や、業務フローの見直しなどを行います。

.....  
<sup>11</sup> 実運用段階の想定であり、導入当初は必ずしも表 3-5 に示す実施時期の通りの運用とはならないと想定しています。

## 第4章 学校健診 PHR の導入費用

### 1. 初期費用

学校健診 PHR を利用するための費用は、「初めて導入を行う際の初期費用」と「導入を継続していくための運用費用」の二つに大きく分かれます。これらの費用は、利用条件等によって異なります。

まずは、初期費用について、費目の例を示します。WebAPI で連携する場合と、RPA で連携する場合で、費目が異なります。また、利用条件等によっても費目や費用は異なりますので、学校健診 PHR を導入するには、民間送達サービスや統合型校務支援システムベンダーから見積を取得し、検討を進めます。

〈表 4-1〉 学校健診 PHR を利用するための概算初期費用 (WebAPI で連携する場合)

費目	内容
①民間送達サービス 初期設定費用	・民間送達サービスを利用するための初期設定費用がかかります。
②統合型校務支援 システム改修費用	・民間送達サービスへのデータ連携に対応していない場合、対応するために必要な費用です。 ・既存の統合型校務支援システムにおける学校健診結果入力機能の有無、WebAPI 連携の有無等によって費用が変動します
③学校ネットワーク 改修費用	・統合型校務支援システム等から民間送達サービスにデータを送るための学校ネットワークの改修に必要な費用です。(学校のネットワーク状況によっては改修が不要な場合もあります。)
④その他費用 (教職員用端末の 追加購入など)	・上記以外の費用です。 ・例えば、教職員が利用するパソコンの追加購入費用、導入全般の支援業務を委託する場合や研修などを行う場合の費用等が挙げられます。

注：費目内容はあくまでも一例であり、現在使用しているシステム等の条件により大きく異なります。

〈表 4-2〉 学校健診 PHR を利用するための初期費用 (RPA で連携する場合)

費目	内容
①民間送達サービス 初期設定費用	・民間送達サービスを利用するための初期設定費用がかかります。
②学校ネットワーク 改修費用	・統合型校務支援システム等から民間送達サービスにデータを送るための学校ネットワークの改修に必要な費用です。(学校のネットワーク状況によっては改修が不要な場合もあります。)
③RPA 開発費用	・WebAPI でのデータ連携を行わない場合、人手による作業を極力軽減し、正確性を高めるために RPA を用いると、RPA の開発費用がかかります。 ※WebAPI で接続する場合は、原則必要ありません ※RPA を導入した場合、導入後も保守・運用費用が発生します
④その他費用 (教職員用端末の 追加購入など)	・上記以外の費用です。 ・例えば、教職員が利用するパソコンの追加購入費用、導入全般の支援業務を委託する場合や研修などを行う場合の費用等が挙げられます。

注：費目内容はあくまでも一例であり、現在使用しているシステム等の条件により大きく異なります。

## 2. 運用費用

学校健診 PHR を利用するため年間運用費用の費目を示します。初期費用同様に、利用条件等によって費目や費用は異なりますので、学校健診 PHR の導入を検討する際には、運用費用についても民間送達サービスや統合型校務支援システムベンダーから見積を取得します。

〈表 4-3〉 学校健診 PHR を利用するための運用経費（年間）（WebAPI で連携する場合）

費目	内容
① 民間送達サービス 利用料	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校設置者等の契約者が、民間送達サービス利用料を支払う必要があります。</li><li>・利用する児童生徒の人数やその他利用条件等によって費用が変動します。</li></ul>
② 統合型校務支援 システム利用料	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校健診 PHR を導入しなくても、統合型校務支援システムを導入していればかかります。</li><li>・ただし、従来の費用からの追加は基本的に発生しません。</li></ul>
② 学校ネットワーク 利用料	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校健診 PHR を導入しなくても、かかります。</li><li>・ただし、従来の費用からの追加は基本的に発生しません。</li></ul>
④ その他費用 （教職員用端末 レンタル費用等）	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記以外の費用です。</li><li>・例えば、教職員が利用するパソコンをレンタル・リースで導入する場合の費用、新たに人員を確保する際の費用等等が挙げられます。</li></ul>

注：費目内容はあくまでも一例であり、現在使用しているシステム等の条件により大きく異なります。

〈表 4-4〉 学校健診 PHR を利用するための運用経費（年間）（RPA で連携する場合）

費目	内容
①民間送達サービス 利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校設置者等の契約者が、民間送達サービス利用料を支払う必要があります。</li> <li>・利用する児童生徒の人数やその他利用条件等によって費用が変動します。</li> </ul>
②統合型校務支援 システム利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校健診 PHR を導入しなくても、統合型校務支援システムを導入していればかかります。</li> <li>・ただし、従来からの費用からの追加は基本的に発生しません。</li> </ul>
③学校ネットワーク 利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校健診 PHR を導入しなくても、かかります。</li> <li>・ただし、従来からの費用からの追加は基本的に発生しません。</li> </ul>
③RPA 保守 運用費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RPA を導入した場合、保守・運用費用がかかります。</li> </ul>
④その他費用 （教職員用端末 レンタル費用等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の費用です。</li> <li>・例えば、教職員が利用するパソコンをレンタル・リースで導入する場合の費用、新たに人員を確保する際の費用等等が挙げられます。</li> </ul>

注：費目内容はあくまでも一例であり、現在使用しているシステム等の条件により大きく異なります。

### 3. その他経費

新たに人員等を確保する場合や、導入全般の支援業務を委託する場合や研修などを行う場合は、別途費用をみておく必要があります。

## 第5章 学校健診 PHR 導入の際の留意点

### ①児童生徒等や保護者の理解

特に若い保護者など、スマートフォンやパソコンに慣れた世代は、学校健診結果などを電子データで受け取ることに抵抗感がなく、保存・管理や、両親間での共有など、メリットを感じやすいと思われます。一方、セキュリティにも敏感で、十分安全性が確保されていることを説明するなど、不安の払しょくが必要になります。

学校健診結果以外の様々な健康・医療情報（例えば乳幼児健診結果や予防接種情報、日々の体調や運動情報など）も含め、生涯にわたって一元的に電子データで管理・活用する PHR のメリットが認知されていくことにより、保護者や児童生徒等本人が学校健診 PHR の意義についての理解も進むと考えます。

### ②学校設置者や教職員の理解

学校設置者や教職員においても、学校健診結果情報を含む様々な児童生徒等の情報を電子データで管理することで、業務効率化やデータの有効活用などのメリットを考える必要があります。また、保護者とのコミュニケーションや情報共有の電子化についても、時代の変化や保護者等のニーズを踏まえて、対応していく必要があります。

一方、紙と電子データが混在することで、業務負担が増えたり、セキュリティ上のリスクが拡大したりする懸念もあります。現場の業務負担を増やさないことを第一に考えた、運用体制の構築やシステムの導入・改修を行うことが大切です。

これらの点を考慮した上で、学校健診 PHR の導入を進めることが大切です。

### ③適切な個人情報の取り扱い

学校健診結果情報は、個人情報の中でも機微な情報が含まれることから、個人情報保護法などの関連法制度や「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を遵守するとともに、民間送達サービス事業者や統合型校務支援システムベンダーなどにも適切な対応を求める必要があります。

また、①に示したように、個人情報に関して適切な取り扱いをしている旨を、保護者や児童生徒等にも丁寧に説明して理解を得ることが大切です。

### ④継続的な使い勝手の改善

学校健診 PHR の使い勝手について、児童生徒等や保護者、教職員等の意見・要望を聞き、継続的な改善を図ることで、サービスに対する児童生徒等や保護者の満足度向上と、教職員の負荷軽減を図ることが大切です。

## 第6章 Q&A

**Q:学校健診 PHR の導入は法令で義務付けられているのでしょうか?また、導入期限や完了期限の目標はあるのでしょうか。**

A:令和6年度は、本格実施の段階として、各学校設置者が、学校健診 PHR 導入マニュアルを参照していただきつつ、本事業における伴走型支援体制も活用いただきながら、各設置者において、導入に向けた検討を進めていただける段階と位置づけています。PHR については、乳幼児期の健診や事業主健診等についても導入が進められており、社会全体で PHR の有用性の認知が進んでいくものと考えています。このような趣旨も踏まえながら、導入に向けた検討を進めていただきたいと考えています。

学校健診 PHR の導入は、法令で義務付けられているものではありませんが、令和6年3月に公表された導入マニュアルに基づき全国の学校で対応が可能となった状況も踏まえて、児童生徒等の健康増進に寄与すべく、導入に向けた検討を進めて頂くようお願いいたします。

**Q:域内の全校全てで同時に導入しないとならないのでしょうか。**

A:各学校設置者においてご判断いただければと思いますが、例えば、統合型公務支援システムと民間送達サービス間でのシステム連携を構築しつつ、一部学校で運用を開始してから全体に広めるという方針でも構いません。

**Q:県において、統合型校務支援システムの共同調達を進めている場合、民間送達サービスも同じものを使う必要はありますか。**

A:同じ統合型校務支援システムを使っても、異なる民間送達サービスを利用することは可能です。ただし、契約の一本化や、学校側、利用者側の操作の統一をしたほうが効率的になる場合もあるので、メリット・デメリットを十分検討することが必要です。

**Q:電子的に受け取らない児童生徒等・保護者がいても、問題ないのでしょうか。**

A:今回送付する情報は、学校保健安全法施行規則第9条に基づき、児童生徒等及びその保護者に通知する結果をまとめた一覧情報を指し、同条が求める21日以内の結果通知をこのシステムにて対応することまでを求めるものではなく、受診勧告書を含む21日以内の通知は、従前通り紙で対応いただいても問題ありません。そのため、運用次第となりますが、事情により電子的に受領しないことを選択する保護者・児童生徒等がいたとしても、法令上の問題はないと考えています。

**Q:受診勧告書の取り扱いについて教えてください。**

A:学校保健安全法施行規則第9条が求める、必要な医療を受ける指示については、従前通り紙で対応いただいても問題ありません。希望者には民間送達サービスでも送る運用とすることも可能です。

すが、上記の指示については、健康診断の実施から 21 日以内に行う必要があることに御留意ください。

**Q: 学校健診 PHR 利用希望者名簿は、学年が変わるたびに修正登録する必要がありますか。また、転出入や進学にあたってはどのような取り扱いになるのでしょうか。**

A: 統合型校務支援システムの名簿に連動しているので、学年やクラスが変わっても、修正作業は必要ありません。ただし、転出入や進学の場合、転出・進学先で新たに利用申請、利用者登録を行っていただく必要があります。

**Q: 校務支援システムも活用していないが、そういったところも対応可能なのでしょうか。**

A: まずは、業務効率化等の観点から、校務支援システムの導入を検討いただきたいと考えていますが、システムを導入せずとも、実施は可能です。しかしながら、業務負担の観点からは、多くの児童生徒等が在籍する学校においては、システム連携等をした上で実施することが現実的と考えています。

**Q: 国が健康診断情報を一元的に収集し、二次利用がされることにつながらないのでしょうか。**

A: 各個人（保護者・児童生徒等）に直接情報が配信されるものであり、民間送達サービス事業者や国が健康診断結果情報を収集する仕組みとはなっていません。

**Q: 学校でマイナンバーを使うことになるのでしょうか。マイナンバーの情報と健診結果を具体的にどのように紐づけるのでしょうか。**

A: 法令上、マイナンバー（個人番号）利用事務には、学校における健康診断の事務は含まれておりませんので、マイナンバーを学校で扱うことはできません。学校健診 PHR は、民間送達サービスを活用することで、学校においてマイナンバーを扱わずに、学校健康診断情報をマイナポータル上で児童生徒や保護者等が閲覧できるようにする仕組みになっています。保護者・児童生徒等がマイナポータルを利用する際に、マイナンバーカードによる本人確認が行われます。その後、民間送達サービスのアカウントとマイナポータルを連携させ、さらに、民間送達サービスにおいて必要情報を入力することで学校から送られた健診情報が本人に紐づき、閲覧可能になる仕組みです。学校は、民間送達サービスが発行する ID 等を用いて、個人を特定しデータを送信します。

**Q: 既に利用している校務支援システムにおいて、電子的に児童生徒等・保護者に健康診断結果を返却することとしていますが、その場合であっても、本取組を進めないとならないのでしょうか。**

A: 他の健診結果情報がマイナポータルにおいて配信されるということは踏まえていただく必要があると考えますが、当該対応も個人が生涯にわたる自身の健康情報を電子記録として把握するという趣旨には、沿うものと考えます。なお、XML 形式等機械可読形式での提供もあることが利活用につながるとは考えております。

## 参考資料

### 参考資料 1 学校設置者及び教職員への説明資料の例(チラシ)

この資料は、「令和5年度学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業(学校健診PHRの推進体制の構築等)」で作成したものです。ご自由にお使いください。

### 参考資料 2 保護者等への説明資料の例(チラシ)

この資料は、「令和7年度学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業(学校健診PHRの推進体制の構築等)」で作成したものです。ご自由にお使いください。

### 参考資料 3 保護者等からの利用申込書、利用停止申込書の例(ひな型)

この資料は、「令和5年度学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業(学校健診PHRの推進体制の構築等)」で作成したものです。各校の実施方法等に合わせて自由に修正してお使いください。

注:これらの資料は、今後、内容が改訂される可能性がありますのでご注意ください。

### 学校健診 PHR 導入マニュアル

2024年3月 文部科学省

(2024年3月 株式会社三菱総合研究所 作成)

2026年3月 株式会社野村総合研究所 改訂)